

地域産業委員会 令和2年11月30日、12月1日
地域力推進部 資料4番
所管 地域力推進課

## 第99号議案

### 大田区新蒲田一丁目複合施設条例の制定について

#### 1 条例制定の目的

地域づくりの拠点として各施設が連携し、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、大田区新蒲田一丁目複合施設を大田区新蒲田一丁目18番16号に設置する。(条例第1条)

#### 2 条例案の主なポイント（詳細は別紙のとおり）

##### (1) 構成施設

- ・新蒲田区民活動施設
- ・新蒲田保育園
- ・多摩川児童館新蒲田分室
- ・地域子育て支援拠点事業を実施する施設
- ・地域支援事業を実施する施設
- ・包括的支援事業を実施する施設
- ・その他必要な施設

##### (2) 管理

- ・新蒲田区民活動施設、新蒲田保育園、多摩川児童館新蒲田分室  
各条例の定めるところによる。
- ・地域子育て支援拠点事業、地域支援事業、包括的支援事業を実施する施設  
各法律の定めるところにより、区がこれを行う。
- ・その他必要な施設  
大田区新蒲田一丁目複合施設条例の定めるところによる。

##### (3) 管理運営手法

指定管理者によることができる。  
民間事業者のノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が期待できる。

#### 3 施行日

別途、規則で定める日から施行する。ただし、指定管理者の指定及びこれに伴う手続き、この条例の実施のために必要な準備行為は公布の日から施行する。

令和4年度の開設を予定。

## 大田区新蒲田一丁目複合施設条例

### (設置)

第1条 地域づくりの拠点として各施設が連携し、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、大田区新蒲田一丁目複合施設（以下「新蒲田一丁目複合施設」という。）を大田区新蒲田一丁目18番16号に設置する。

### (構成施設)

第2条 新蒲田一丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大田区新蒲田区民活動施設条例（令和2年条例第 号）に規定する新蒲田区民活動施設
- (2) 大田区立保育園条例（昭和26年条例第14号）に規定する新蒲田保育園
- (3) 大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）に規定する多摩川児童館新蒲田分室
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する施設
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項に規定する地域支援事業を実施する施設
- (6) 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施する施設
- (7) その他必要な施設

### (管理)

第3条 前条第1号から第3号までに掲げる施設の管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

2 前条第4号から第6号までに掲げる施設の管理については、当該各号に規定する法律の定めるところにより、区がこれを行う。

3 前条第7号に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。

(事業)

第4条 新蒲田一丁目複合施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に掲げる施設の連携を推進する事業を行う。

(施設の変更制限)

第5条 新蒲田一丁目複合施設（第2条第7号に掲げる施設に限る。次条から第8条まで、第10条第1項第3号、同条第3項、第11条及び第12条において同じ。）の使用者（以下「使用者」という。）は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、新蒲田一丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新蒲田一丁目複合施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、新蒲田一丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、新蒲田一丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、新蒲田一丁目複合施設（第2条第2号から第6号までに掲げる施設を除く。）の管理を行わせることができる。この場合において、第2条第1号に掲げる施設にあつては、同号に規定する条例の定めるところによる。

（指定管理者の指定手続）

第10条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- （1） 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- （2） 新蒲田一丁目複合施設の効用を最大限に発揮することができること。
- （3） 新蒲田一丁目複合施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は新蒲田一丁目複合施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- （2） 新蒲田一丁目複合施設の維持管理に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に

従い、新蒲田一丁目複合施設の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 10 条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。